

**ARCレポート**

(RS - 877)

禁複製・社内限り

# 84年ぶりの信託法大改正

1922年（大正11年）に制定された信託法が84年ぶりに抜本的に改正され、本年9月30日に施行された。近時信託財産は743兆円と急増している。旧法は信託濫用防止の観点から規制色が強かった。社会経済の変化に伴い信託の活用目的は多様化しており、信託法の改正は必至であった。新法は、事業型信託、自己信託、目的信託、後継ぎ遺贈型信託、限定責任信託といった新制度を創るとともに、規制緩和を反映して受託者の義務の緩和を盛り込んでいる。一方で、自己信託や目的信託については、財産隠し等濫用につながるのではないかという疑問も呈せられた。この懸念は信託業法で律することになる。新信託法の施行は福祉信託をはじめ新しい信託時代の幕開けを拓こう。

2007年11月



## 株式会社 旭リサーチセンター

東京都千代田区内幸町1-1-1（帝国ホテルタワー）

電話 (03) 3507-2406 (代)

このレポートの担当

主幹研究員

山名 昭光

お問い合わせ先

03-3507-2406(代)

E-mail [yamana.ac@om.asahi-kasei.co.jp](mailto:yamana.ac@om.asahi-kasei.co.jp)

注:このレポートはARC会員会社および旭化成グループ・分社・持株会社を対象としております。内容の無断転載を禁じます。

< 本レポートのキーワード >

信託法の改正、事業型信託、自己信託、目的信託、跡継ぎ遺贈型信託、  
信託受益権の証券化、限定責任信託

(注) 本レポートは、ARCホームページ (<http://www.asahi-kasei.co.jp/arc/index.html>) から検索できます。

このレポートの担当

主幹研究員 山名 昭光

お問い合わせ先 03-3507-2406 (代)

E-mail [yamana.ac@om.asahi-kasei.co.jp](mailto:yamana.ac@om.asahi-kasei.co.jp)

## まとめ

1922年（大正11年）に制定され、実質的な改正を一度も行わなかった信託法が2006年12月に改正され、07年9月30日に施行された。旧信託法は、同時に制定された旧信託業法とともに、当時の悪徳業者を取り締り、信託の秩序を守る観点から規制色の強い法律であった。日本の信託は資金調達、資金運用といった商事信託中心に発展した。また、取扱い事業者もかつては信託銀行の専業であったが、信託に対する信頼は高いものとなった。

しかし近時における産業の資金調達、少子高齢化社会に伴う高齢者や子女の扶養、さらに規制緩和に伴う規制的なルールを改め、受託者の義務を緩和する観点から改正が行われた。旧信託法の改正というよりは、新制度を創ったというニュアンスが強い。新信託制度は次のようなものがある。

- ・事業部門を信託できる制度（事業型信託）、
- ・委託者と受託者が同一人の信託（自己信託）、
- ・目的のみを定め、受益者を特定しない信託（目的信託）、
- ・後継ぎ遺贈型信託といって父親から妻へさらには長男等へと相続させる信託、
- ・信託受益権の証券化を一般化したこと、
- ・担保権信託（セキュリティ・トラスト）が設定できることを明確にしたこと、
- ・信託財産に係わる取引によって生じた債務について受託者の責任を信託財産に限定する限定責任信託など

受託者の義務に関しては、形式的には受託者と受益者との利益が相反する行為であっても、信託行為において許容する旨の定めがあるときなど実質的に受益者の利益を害しないときは相反行為を許容した。たとえば、信託財産である土地の売却に関して、受託者が一番高い価格で応札した場合、受託者が落札可能になった。また、信託事務の処理を第三者に委託することができる範囲を拡大するなど、その規律の緩和・合理化を図ることとしている。

その他、受託者の義務、受益者の権利、信託の合併及び分割に関する等に関する規

定を整備している。

だが、いささか緻密さを欠くところもある。自己信託（委託者＝受託者である信託）は、委託者から受託者への財産の移動が無く、財産隠匿等に悪用されかねない。従って、自己信託の施行時期は、改正法の施行日から更に1年後からとした。目的信託も財産隠匿、反社会的な目的に利用されかねない懸念から、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託（公益信託）を除き、当分の間は、当該信託を適正に処理するに足りる法人（政令で定める）以外の者を受託者にはできないことにした。

信託法がかなり自由化された反面、信託商品に投資しようとする不特定多数の顧客（受益者）を保護するため、信託業法も新信託法に合わせて改正し、信託業法の枠組みは引続き維持するとした。金融庁は、法務省のアクセルにブレーキを用意した。

残された課題は、福祉信託の担い手拡大と公益信託の整備である。

上記のような問題はあるものの、新信託法の施行によって、資金調達・運用、福祉信託など新しい信託の出現も期待され、新信託時代の幕開けとなろう。

# 目 次

はじめに ～改正というよりは新制度の創設、信託新時代の幕開け	1
. 84年ぶりの信託法改正、2007年9月30日施行	3
. 日本の信託制度の歴史	4
1. 信託濫用防止からはじまる	4
2. 日本は商事信託中心に発展	5
3. 信託業務の中核は信託銀行（信託は高い信頼を得る）	5
4. 信託法改正の背景（証券化促進や福祉信託及び規制緩和）	6
5. 新信託法の施行は2007年9月30日	8
. 信託法における主な改正点について	10
1. 多様な信託の利用に対応した新制度の整備を行った	10
(1) 事業型信託	10
(2) 委託者が自ら受託者となる信託（自己信託あるいは信託宣言ともいう）	11
(3) 目的信託	14
(4) 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を創設	15
(5) 信託受益権の有価証券化を一般的に容認	16
(6) 担保権信託（セキュリティ・トラスト）の設定を明確化	16
(7) 限定責任信託制度の導入	17
2. 旧信託法の規制的ルールの見直し	18
(1) 忠実義務（利益相反行為の禁止）に関する規定の緩和	18
(2) 自己執行義務に関する規定の緩和	19
(3) 受託者解任規定の見直し	19

3 . 受益者の権利行使を高めるための規制を整備 .....	20
( 1 ) 受託者が受益者に信託財産に関する運用情報を提供することを義務化 .....	20
( 2 ) 受託者の違法行為に対する差し止め請求権を創設 .....	21
( 3 ) 複数の受益者の多数決による意思決定制度を創設 .....	21
( 4 ) 受益者に代わって受託者を監視・監督する信託監督人の制度を創設 .....	21
. 難をいえばいささか緻密さを欠く大改正 .....	23
1 . 自己信託や目的信託には悪用の懸念も .....	23
2 . 新信託業法で新信託法の行き過ぎを是正 .....	24
3 . 福祉信託の担い手拡大や公益信託法制の整備は今後の課題 .....	25

## はじめに ～改正というよりは新制度の創設、新信託時代の幕開け～

1922年（大正11年）に制定され、カタカナ文語体のままで、一度も実質的な改正が行われなかった信託法（信託に関する私法的権利関係の通則を定めた法律）が2006年の臨時国会で84年ぶりに大改正（06年12月8日成立、15日公布）された。施行は、07年9月30日である。

信託法は、信託業を規制する信託業法とともに大正11年に制定された。両法ともに、当時、社会問題化していた高利貸し的な信託会社を取り締まる目的を負わされて制定された。そういう意味で、旧信託法は、民法を初めとする他の一般私法と異なり、私法法規でありながらも、当事者の私的自治が著しく制限され取り締まり法規としての色彩が強い法律であるというところに特色があった。

だが、84年の間に、特に最近は、社会のニーズに合わせて信託の活用目的は多様化しており、信託法制の見直しは必至であった。

今次改正は、従来 of 信託法の改正というよりは、規制の緩和を行い、各方面からの要望をも取り入れて、信託の新制度を創ったという方が適切であろう。

新たに設けられた主なる信託形態は、後述するように、一事業部門を信託できる制度（事業信託）、委託者と受託者が同一人の信託（自己信託）、目的のみを定め受益者を特定しない信託（目的信託）、父親からその妻へさらには長男等へと被相続人の意思を活かせる信託（後継ぎ遺贈型信託）、信託受益権の証券化を一般化したこと、担保権信託（セキュリティ・トラスト）が設定できることを明確にしたこと、信託財産に係わる取引によって生じた債務について受託者の責任を有限にする信託制度（限定責任信託）などである。

また、規律の緩和・合理化が図られている。受託者の義務に関しては、形式的には受託者と受益者との利益が相反する行為であっても、信託行為において許容する旨の定めがあるとき、当該行為が信託の目的達成のために合理的であるときなど実質的に受益者の利益を害しないときはこれを許容した。たとえば、信託財産である貸しビルに、受託者が時価相当の賃料を払って入居する場合には容認される。また、信託事務の処理を第

(注) 信託財産の拡大

信託協会によれば、信託財産総額は、平成19年3月末現在で、743.9兆円となり、近年、大幅に増加している。

(単位：兆円)

年度末	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
信託財産総額	430.5	492.3	526.2	652.8	743.9

とくに、このうち資産管理型信託といって、受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託で、投資信託や特定金銭信託などが近時急増している(平成18年度末471.5兆円)。



三者に委託することができる範囲を拡大するなど、その規律の緩和・合理化を行った。

これまで日本の信託は商事信託といって商事関係（企業の資金調達や金融関係）を中心に使われてきた。

今後の信託は、自己の老後のため、あるいは勤労能力を失った女子の生活資金援助のための信託（これらを福祉信託という）、地域への貢献といった信託本来の目的（民事信託）にも大いに活用されよう。

さらには、商事関係分野でも、事業会社が事業の一部を自己信託し、多数の投資家に受益権を販売し資金調達を行う、リース・クレジット会社が保有するリース・クレジット債権、銀行が保有する貸付債権を自己信託し、多数の投資家に販売し債権流動化を行う。信託受益権の証券化が進む、協調融資における貸付債権の流動化が進むなど、信託が一段と活性化しよう。

信託財産の残高は、拡大しており07年3月末で743.9兆円と国民の財産管理にとって重要な位置を占める（注）。

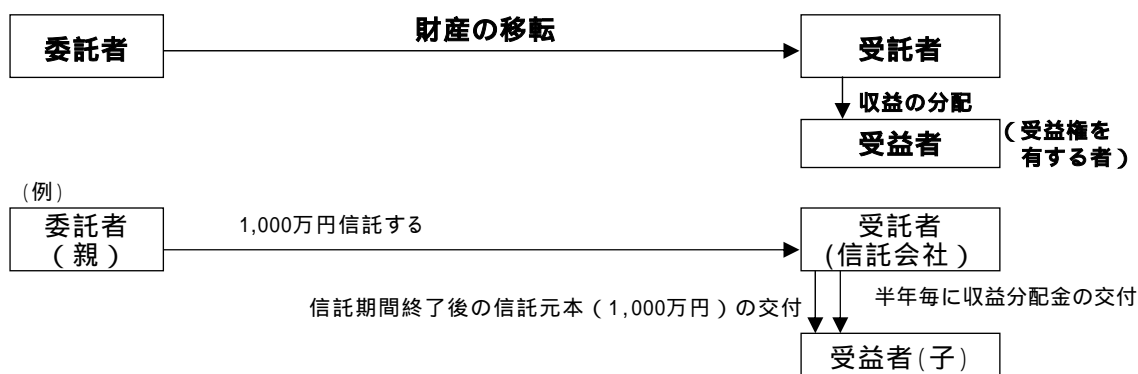
今後、新しい信託法のもと、信託がさらに大きく飛躍していくであろうことは間違いない。まさに信託新時代の幕開けとなろう。

信託は例えば、年金信託（現に企業年金が大いに活用している）、投資信託など、国民の生活に身近であるが、なじみにくい。以下、なるべく簡単に新しい信託法の内容をみていくことにする。

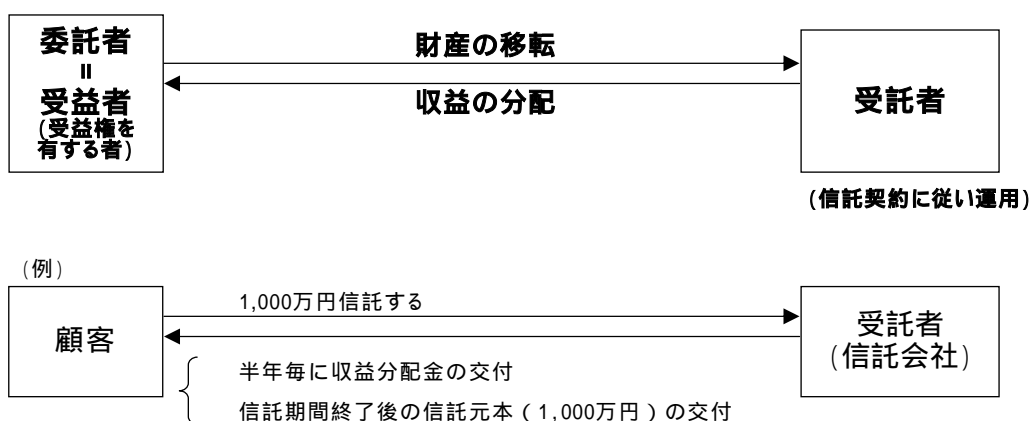
なお、以下の記述では、07年9月末日前の従来 of 信託法を旧信託法、07年9月末日施行の新しい信託法を新信託法ということにする。

( 図表 : 他益信託と自益信託 )

他益信託



自益信託



( 資料 : 金融庁資料に加筆 )

( 注 1 ) このほかに、

- ・公平義務 (一つの信託に受益者が複数ある場合には、受益者を公平に扱わなければならない義務)、
- ・委託先の選任、監督義務 (信託事務処理を委託した場合には、委託先である第三者を選任、監督しなければならない義務)、
- ・報告義務 (信託事務処理の状況について報告をしなければならない義務)、
- ・帳簿の作成・保存・開示義務 (帳簿を作成し、保存し、開示しなければならない義務) がある。

( 注 2 ) 信託法は、平成18年の通常国会 ( 164回 ) に提出され、成立の予定であったが、継続審議となり、平成18年の臨時国会 ( 165回 ) で成立した。成立が予定から、半年遅れとなった。

この間、金融商品取引法 ( 金商法 ) は、平成18年の通常国会 ( 164回 ) に提出され、同通常国会で成立した。信託法の施行日は、金商法の施行日 ( 9月30日 ) に合せなければならないから、信託法の成立から施行日までは窮屈になったといえる。

## ・ 84年ぶりの信託法改正、2007年 9 月30日施行

信託とは、委託者が、信頼できる人（受託者）に対して財産権の移転をし、受託者が委託者が定めた目的（信託目的）に従って、ある人（受益者）のために当該財産（信託財産）の管理、処分をする行為をいう。

たとえば、委託者が受託者に1千万円を信託し、受託者は受益者に、半年毎に収益分配金を交付し、信託期間終了後には信託元本1千万円の返還を行う行為である。

（なお、受益者は委託者とは別人の場合（他益信託）と委託者自身である場合（自益信託）がある。）（図表）

受託者は、受益者に対し、厳しい義務を負う。忠実義務（自己の利益でなく、受益者の利益のために行動しなければならない義務）、分別管理義務（信託財産と自己の固有財産を分別管理する義務）、善管注意義務（信託の目的に従って専門家としての能力を発揮し善良な管理者の注意を持って信託事務を行わなければならない義務）である。そのほかにも諸義務を負う（注1）。

信託財産は、委託者や受託者の倒産から隔離される（信託財産の倒産隔離性）。

信託の特色は、受託者に対する高い信頼の上に成り立っていること、及び、信託財産が倒産隔離性を持っていることと云える。

さて、一部、前述したように、1922年（大正11年）に制定され、カタカナ文語体のままで、一度も実質的な改正が行われなかった信託法（信託に関する私法的権利関係の通則を定めた法律）が2006年の臨時国会で84年ぶりに改正（06年12月8日成立）された。日本には現在、約1770本の法律があるが、84年間も実質的に置き去りにされてきたものは珍しい。

改正法の施行は、法律公布（06年12月15日）後、1年6カ月以内としているが、改正信託法の成立自体が当初予定より遅れ（注2）、先に06年の通常国会で成立した金融商品取引法（金商法）（06年6月7日成立、14日公布）が、受益証券発行可能の信託受益権（これは新信託法に規定された内容である）を有価証券とみなすこととしているため、金商法の施行と同時の07年9月30日となった。

## ( 図表 ) 信託制度の歴史

- 大正11年 信託法・信託業法の制定  
経営基盤が弱い信託業者が存在していた当時の状況に鑑み、信用力のある健全な業者にのみ免許を与えるため、信託業法を制定。
- 昭和18年 兼営法の制定  
銀行が認可により、信託業務を兼営できることとなる。
- 戦後まもなく、信託会社は銀行に吸収合併されたり、銀行業への転換が行なわれたことなどにより、信託業法に基づく免許を受けた信託会社は全て銀行となった。  
その後、新たに信託業法に基づく免許を受けた信託会社は存在せず、兼営法により信託兼営の認可を受けた金融機関のみが信託業を行う状況が続く。
- ⋮
- ⋮
- ⋮
- ⋮
- 平成16年 信託業法の全面改正  
・受託可能財産の拡大  
・信託会社（運用型・管理型）制度の創設  
・受託者の義務に関する規定の整備  
・信託契約代理店制度・信託受益権販売業者制度の創設
- 今回 信託法改正  
・多様な信託の利用形態に対応するための整備  
・当事者の私的自治を尊重する観点から、受託者の義務に関するルールの見直し
- ( 信託法改正に伴う信託業法の整備 )

( 資料：金融庁資料に加筆 )

## ．日本の信託制度の歴史（図表 信託制度の変遷）

### 1．信託濫用防止からはじまる

信託法は、信託業を規制する信託業法とともに大正11年に制定（施行は大正12年）された。

それに先だって、明治38年に担保付社債信託法ができ、これがそもそものスタートとなった。当初の目的は産業振興の中で外資の導入であった。しかし、信託という言葉が一人歩きし始め、大正初期の段階で信託という名をつけたさまざまな業態が出現してきた。

大正10年当時、信託業者が514、信託会社は487社という多くの数の信託の名を冠した事業が行われていた。実態としては、不動産仲介やあるいは高利貸しのような、信託の名とは随分と違った業態のものが信託業と名乗っていた。

こうして、大正11年、この信託の濫用ということを防ぐために、信託業法が信託法とともに成立（翌大正12年に施行）したわけである。当時は不動産仲介、高利貸し、投資会社など種々の会社が信託会社の名のもとに活動しており、その経営は弱小、営業勧誘も悪徳商法を含むいかげんのものが多かった。加えて、第一次世界大戦後の不況で破綻をきたす業者も多く、政府は信用秩序を守る観点から、信託会社を取り締まるために、信託業法を制定した。

当時、信託とは何かの一般法がなかったために、急遽、私法である信託法を創り、信託業法とともに制定したわけである。

信託業法が信託法に優先し、かつ両方ともに悪徳業者取り締りの役割を負わされて制定されたのである。信託法を立法した主たる目的が、信託に関する法律関係の明確化、信託の発展を図ることではなく、社会問題化していた高利貸し的な信託会社を取り締まることにあった。

そういう意味で、旧信託法は、民法を初めとする他の一般私法と異なり、私法法規でありながらも、当事者の私的自治が著しく制限された取り締り法規としての色彩が強い法律であるということに特色があった。

その後信託がいろいろ発展をしてきたが、ここまで80年以上にわたって信託法自体の改正は行われていない。資産の流動化に関する法律とか信託業法等のいわゆる特別法の改正等を通じて、限定的な範囲で信託についての利便性の向上が図られてきた。

旧信託法は、信託の利用を促進し、国民に使いやすい制度とするという観点に乏しい。今回、信託法そのものを、使いやすい、またきちんとしたものにつくり直すことにしたわけである。

## 2．日本は商事信託中心に発展

さて、日本においては、外資の呼び込みということ、産業振興が大きな最初のスタートであり、その後も産業資金調達、資金運用等を目的とする、いわゆる、商事信託を中心に発展した。

一方で、信託の元祖である英国においては、十字軍の遠征等に際し、兵士たちが自分の土地や財産を妻子のために信頼できる人に預けたことにはじまり、その後コモンローとなった長い歴史がある。英国や信託制度の伝播を受けた米国では、こうした文脈の中で、自分の老後のための資産管理、あるいは配偶者や子孫に対する財産承継や財産管理、いわば家族信託が主体となっていた。そして、これらの資産管理の手法としての信託という制度が金融やあるいは不動産の流動化、証券化スキームの形に展開されてきている。

英米では個人資産管理から事業用の資産管理へと発展してきたのであるが、日本の場合は産業発展に資する信託から発展してきた特殊な歴史がある。

## 3．信託業務の中核は信託銀行（信託は高い信頼を得る）

信託業法制定によって、信託業は免許制となり、信託会社は厳選され、信託業に対する信用も増してきた。

その後、第二次世界大戦下の非常事態となっていく。その非常事態の中で、国家の資源、資本の集約が図られるようになった。そこで、昭和18年に兼営法（「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営ニ関スル法律」）が制定された。

つまり、一たんは信託業法によって、信託概念の濫用やあるいは信託という形でのさ

(注) 2006年12月の信託業法改正

**(改正前)**

- 1 信託業法において受託可能財産を列挙
- 2 現在、信託業の担い手は金融機関

**(改正後)**



**1 受託可能財産の範囲の拡大**

財産権一般を受託可能化

**2 信託業の担い手の拡大**

基本的考え方

金融機関以外の参入を可能にするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備

主なルール整備

参入基準

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ・ 信託会社の業務内容に応じ区分：     | ・ 参入基準の内容： |
| ) 一般の信託会社（免許制）        | 最低資本金      |
| ) 管理型信託会社（登録制・3年毎の更新） | 人的構成 等     |
| （注）グループ企業内の信託は届出のみで可  |            |

組織形態

- ・ 株式会社が基本
- ・ TLO（Technology Licensing Organization）については、株式会社以外も可  
行為規制等
- ・ 営業保証金の供託      ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止
- ・ 業務の第三者委託に関するルール整備      ・ 兼業制限      ・ 監督規制
- ・ 受託者責任（善管注意義務、忠実義務、分別管理義務）等  
ディスクロージャー
- ・ 市場への情報開示      ・ 受益者に対する信託財産についての情報開示

**3 信託サービスの利用者の窓口の拡大**

信託契約代理店制度の創設

- ・ 信託契約の締結の代理又は媒介      ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止
  - ・ 登録制（法人・個人とも可）      ・ 所属信託会社による損害賠償責任
- 信託受益権販売業者制度の創設
- ・ 信託受益権の販売又はその代理・媒介      ・ 説明義務及び不当勧誘の禁止
  - ・ 登録制（法人・個人とも可、3年毎の更新）      ・ 営業保証金の供託

**4 その他**

- ・ 外国の信託会社が免許・登録を受けて国内の支店で信託業を営める制度を整備
- ・ その他関係法律を整備
- ・ 施行日：平成16年12月30日

（資料：金融庁資料に加筆）

さまざまな、時にはその名前をかたったような業態を規制するということを中心としてきたのであるが、今度は銀行資本に集約するという発想から兼営法を制定した。この兼営法によって、信託会社が銀行に吸収合併されたり、銀行業への転換が行われた。

終戦の時には信託会社は、7社に集約され専業7社体制ができあがる。兼営法による信託兼営の認可を受けた金融機関だけが信託業を行うことができ、そして信託業法に基づく免許を受けた銀行業を兼営しない信託会社はゼロになった。これが戦後の信託業を長い間特徴づける、兼営法によって形成された業界の図式である。

こうして、昭和27年には長期信用銀行法等ができ、長短の分離政策（長期資金を扱う銀行と短期資金を扱う銀行の棲み分け）がとられるようになった。こうした中で、日本の信託業は、ますます商事信託を中心に発展していくことになる。

戦後における信託業務は信託銀行によって行われてきたが、反面、信託銀行を中心に大事に育てられて、信託への信頼が抜群となったのも事実である。

その後、信託業法は06年12月に大きく改正された（注）。06年12月信託業法の改正内容は、時代の要請を汲み取り、信託の対象をこれまでの金銭や土地に加え、知的所有権をも対象に加え財産権一般を受託可能にしたこと、信託業の担い手に事業会社を加え門戸を拡大したこと、信託サービスの利用者の窓口の拡大を行ったこと（信託契約代理店制度の創設、信託受益権販売業者制度の創設）、信託業務の門戸を広げたことによって、信託会社の義務等の規定整備等を行ったことなどである。

#### 4．信託法改正の背景（証券化促進や福祉信託及び規制緩和）

前述のように、日本の信託の歴史は、濫用の歴史、悪徳信託業者からいかに国民を守るか、悪徳業者駆逐の歴史であった。それが、戦時中の信託銀行兼営への転換、これに伴う規制手段の維持という観点から、社会のニーズが少々変わろうとも、信託法は変えなかった。

だが、84年の間に、特に最近は、社会のニーズに併せて信託の活用目的は多様化しており、信託法制の見直しは必至となった。

大正11年の信託法制定後、戦前あるいは戦後まもなくの間は、信託制度の利用はさほ



ど活発ではないという時代が続いた。

だが、経済発展とともに、社会経済活動が多様化し、信託を利用した金融商品が幅広く定着するようになった。

日本における信託は、信託銀行を受託者とする営業信託を中心に発展してきたのだが、代表的なものは貸付信託、年金信託、証券投資信託である。また、最近では資産の流動化のための信託も増加してきている。

貸付信託は、経済発展期や高度成長期に貸付信託法（昭和27年制定）に基づき、信託銀行が多数の顧客から信託契約によって金銭を受け入れて、それを産業への貸付けで運用するもので、安全で高配当ということもあって受託残高を伸ばし、昭和40年代には受託額の五割を超えたという時期もあったが、昨今は金融の自由化ということもあって減少している。

年金信託は、厚生年金保険法（昭和29年制定）や確定給付企業年金法（平成13年制定）等によって認められているもので、年金資産を信託にして、これを有価証券に対する投資等によって運用するものである。

証券投資信託は、投資信託法（昭和26年制定、投資信託及び投資法人に関する法律）に基づいて行われており、多数の投資家から資金を集めた投資信託委託会社がそれを信託銀行に信託をして、その投資信託委託会社の指図に基づいて特定の有価証券等で運用し、その利益を受益者に還元するものである。

こういう形態で今まで発展してきたが、最近では、資産流動化のための信託等いろいろな目的での活用を図られている。

だが、旧信託法では信託受益権の有価証券化に関し、何らの規定が設けられていないため、実務上は受益証券の規定のある信託（貸付信託、年金等の特別目的信託、投資信託等を除き）受益権の証券化は行なわれていなかった。新信託法では信託受益権の証券化を一般化した。

一方で、早急に高齢化が進む情勢から、高齢者の財産管理を図るための制度としての信託ということが注目をされるようになった。また、障害者についても、その生活を支援する目的で信託の活用が期待される。

以上のように、信託については多様な目的のもとで信託を利用するというニーズが高まっている。したがって、信託法全体を見直すということになったわけである。

信託という仕組みを、経済界、事業会社、あるいは個人にも、利用できやすくするという観点から改正されたものである。

これまで硬直的といわれた受託者の義務や受益者の権利に関する規定を見直して、利用しやすいものにした。その形態についても、新たな類型の信託も創設した。今後、高齢者等の財産管理また企業の資金調達的手段として広く利用できるようになると思われる。これによって、利用者の便益は増進され、信託の利用が大きく広がると期待される。

## 5 . 新信託法の施行は2007年9月30日

新信託法の施行は、法律公布（12月15日）後1年6カ月以内となっているが、06年の通常国会で既に成立した金融商品取引法（＝金商法06年6月7日成立、14日公布）が、遅れて成立した新信託法に規定されている信託受益権を規制対象にしているため、金商法の施行と同時の07年9月30日とされた。後述するように、信託法の改正は遅すぎた、信託法を所管する法務省は、金商法や信託業法を所管する金融庁から施行を催促されたといえる。

また、後述するところであるが、新たに取り入れられる信託制度にはなじみが薄いものも多く、財産隠しなどに使われ債権者等を害するのではないかとの懸念も予想される。したがって、自己信託に関する規定は、新信託法施行の日から1年を経過する日までは適用しないこととして、実質的にその施行を延期している。

また、公益信託以外の受益者の定めのない信託（＝目的信託）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎および人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者とすることはできないとしている。これも、受益者がいないということで監視が効かず、財産隠し等に使われる懸念があるから、しっかりした者以外を受託者とすることはできないとしたわけである。

新しい信託法は、75条からなるカタカナ文語体の法律を、現代化といって利用者に分かりやすい271条からなる平仮名口語体に改めた。信託法の改正に伴って、信託業法はじ

め63の関係法律を改正した。

新しい信託法は信託法の改正というよりは、新法を制定したというニュアンスのものであり、次のような新制度を採り入れている。すなわち、

一事業部門を信託できる制度（事業信託）

委託者と受託者が同一人の信託（自己信託）

目的のみを定め受益者を特定しない信託（目的信託）

後継ぎ遺贈型信託といって父親から妻へさらには長男等へと相続させる信託、

信託受益権の証券化を一般化したこと、

担保権信託（セキュリティ・トラスト）が設定できることを明確にしたこと、

信託財産に係わる取引によって生じた債務について受託者の責任を有限にする限定責任信託など。がそれである。

受託者の義務に関しては、形式的には受託者と受益者との利益が相反する行為であっても、信託行為において許容する旨の定めがあるときなど実質的に受益者の利益を害しないときは利益相反行為を許容した。また、信託事務の処理を第三者に委託することができる範囲を拡大するなど、その規律の合理化を図ることとしている。

その他、受託者の義務、受益者の権利、信託の合併及び分割等に関する規定を整備している。

今回の改正は84年間改正されなかった旧法を改める当然の改正ではあるが、当事者間の私的自治を尊重し受託者の義務を任意化する規制緩和及び高齢化社会の到来といった時代の要求を反映するものである。

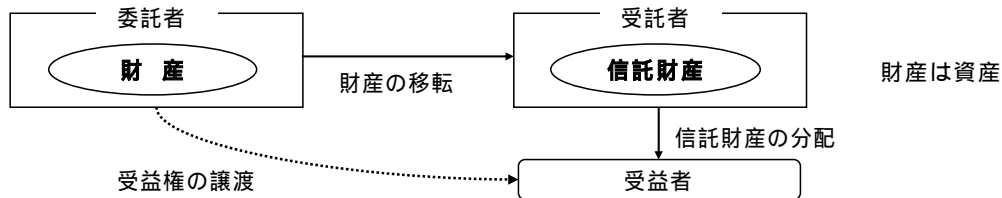
信託法は民法の特別法であり、国民生活に密接に関係しているが、内容は複雑なところも多いから、全般を述べるのではなく、以下、新信託法に盛られた主なる改正点を述べ、幾つかの問題点も述べることとする。

## ・ 信託法における主な改正点について

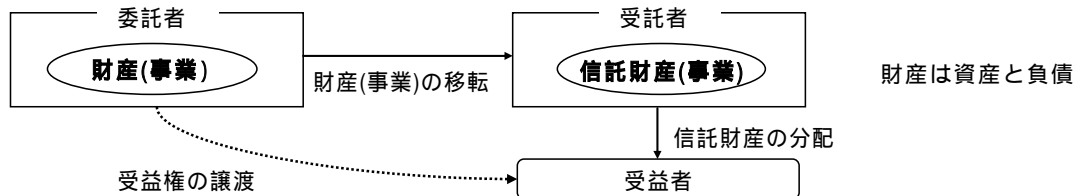
### 1. 多様な信託の利用に対応した新制度の整備を行った

#### (1) 事業型信託

(図表) 通常の信託 (他益信託)



(図表) 事業型信託



これは事業の一部門(あるいは複数部門)を丸ごと切り離して信託できる制度である。新信託法で、資産のみならず、負債も信託することが可能になったことから、事業型信託が可能になった。企業が事業部門を信託できるということは、その事業部門は、企業本体の財務と切り離されるから、リスクが大きい事業に取り組みやすくなる、また、不振事業再生のツールとして利用できるなどの効果が期待される。

たとえば、総合電機メーカーが、液晶TVの生産部門をその分野に強い他のメーカーに部門ごと信託することが可能になる。あるいは、従来なら営業譲渡の形態を取る必要のあった高い収益が見込める特定部門を信託により切り分け、それを担保とする資金調達が可能になる。また、知的財産信託、例えば特許権等、製造・販売事業の一体的な信託をすることによって資金調達などを進められること等々、事業運営の選択肢がさらに増えることになる。

信託された財産は信託した者や受託者が倒産しても差し押さえができない。これを信託の倒産隔離機能(前述の通り)という。

だが、その一方で、問題点として、企業が赤字隠しのため不振事業を事業信託するといった粉飾や、倒産寸前の企業が優良資産を事業信託を使って切り離すといった問題がある。特に、次に述べる自己信託を組み合わせられて利用された場合には、悪用される懸念が指摘されている。

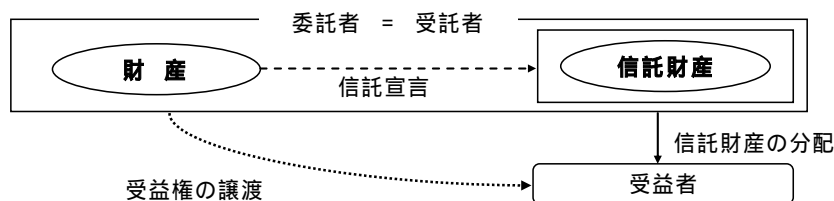
## (2) 委託者が自ら受託者となる信託（自己信託あるいは信託宣言ともいう）

自己信託とは、委託者が受託者を兼ねる（委託者＝受託者）信託である。自己信託の宣言を行うので信託宣言ともいう。

自己信託を行う者は、勘定を、自己財産と信託財産に分けて管理する。

これまでの信託の観念からすれば、信託とは、委託者から受託者に信託財産の移転があつてこそ、信託といえるから、自己信託はかなり異質なものに見える。

(図表) 自己信託



旧信託法では、自己信託の設定は認められない。これに対し、自己信託が認められれば、以下のニーズにこたえることができるようになるので、自己信託を容認することが強く要望され、許容された。

障害者である子女や就労能力を欠いた子女の扶養のために、その親が、自ら有する特定の財産を信託財産とし、子女を受益者とする自己信託を設定することにより、親自身が当該財産を管理し続けながら、子女の扶養を行える。

仮に親の財政状況が悪化しても、倒産による財産の散逸の危険が避けられ（信託には前述したように倒産隔離機能があるから）、財産の管理は自ら行うことで、受益者の扶養・教育を継続することが可能となる。

会社の従業員が、亡くなった職場の同僚の子女の学費のために寄付を募った上で、集まった資金を自己信託し、当該子女を受益者とし、当該子女を援助することが可能

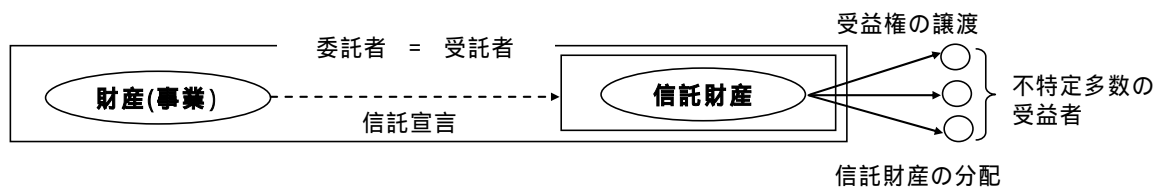
になる。

信託銀行に頼もうとしてもこれらの小口の財産は敬遠され、手数料が高くなる。

会社が、自社の特定のプロジェクト（事業部門）に係わる財産を信託財産とし、自社が受託者となる自己信託を設定し、自社のノウハウ等を利用して事業を成長させ、また、その受益権を投資家に販売し、資金調達を図ることが可能となる。

他社から資本を導入し、ジョイントベンチャーで新会社を設立すれば、ノウハウが流出する懸念があるが、これを防げる。さらに、当該事業部門の従業員を会社法の事業譲渡などで別会社に切り離すことなく、働く形態は今までと全く同じままであるから、自己信託は非常に便利である。

（図表）自社の事業財産の一部を自己信託し資金調達する例



金融機関が、自己の貸付債権について、自らを委託者兼受託者とする自己信託を設定することにより、債権者を変更することなく債権の流動化を行うことが可能となる。債務者は債権者の変更を極端に嫌がる。銀行に返済するところ、銀行から貸付債権を譲渡された見知らぬ取立会社に来られては恐ろしいし、当然に嫌がるからだ。債務者は債権者の変更を嫌がるのが流動化のネックになっていた。

だが、自己信託が可能になれば、信託の有する倒産等隔離機能（信託財産は強制執行が制限され、破産財団に属しない）など、委託者や受託者の倒産等の影響を受けないことを利用して、次のような行為を行う懸念もある。すなわち、債権者から強制執行された債務者が当該執行対象財産は、自分が、破産状態になる前に自己信託されたものと偽ることで、債権者からの強制執行を免れることも可能になりかねない。また、財産隠しや、信託財産が二重譲渡されかねない、あるいは、企業が赤字の事業を自己信託を使って切り離し、その事業の受益権を証券化し、偽って投資家に販売するといった投資家保護の観点からの懸念があげられている。

そこで、自己信託には、次のような悪用防止措置が付いている。

イ．自己信託の設定に関しては、公正証書その他の書面または電磁的記録書面に、信託の目的、自己信託の対象財産の特定に必要な事項その他法務省令で定める事項を記載しなければ設定できない（これに対し、一般の信託では、合意のみをもって設定できる）。

ロ．自己信託の効力発生時期は、意思表示のときでなく、公正証書若しくは公証人の認証を受けた書面を作成したときになる。これ以外の書面では、内容証明郵便等による受益者への通知によって効力を生ずる。これは、自己信託の設定日付を事後的に遡らせないようするためである（契約による信託では、合意のみをもって設定することができる）。

ハ．信託が設定されても、委託者の債権者は、委託者が自己信託を悪用目的に利用した場合、詐害信託取消訴訟を提起することなく、直ちに信託財産に強制執行できることになった。

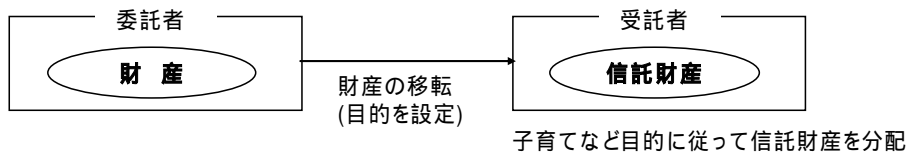
（契約による信託では、詐害信託取消訴訟の提起が必要になる。すなわち、一般の信託においては、裁判所は、関係者からの申し立てにより、財産隠匿や強制執行を免れたり、脱税など濫用的な信託の利用がなされたり、公益確保のために信託の終了が必要と認められる場合、当該信託の取消又は終了を命ずることができる）。

ニ．なお、これは自己信託そのものに対する悪用防止措置ではなく、会社法の規定であるが、会社が大规模事業譲渡（総資産の20%超）を行う場合、事業譲渡に関する会社法の規定の適用（株主総会の特別決議、反対株主の株式買取請求権等）の適用がある。会社が前述の事業型信託や自己信託の形で大规模事業譲渡を行う場合にも適用される。

ホ．自己信託は、新しい制度であり、また、弊害の発生も懸念される制度であることから、前述の通り、信託法施行の日から起算して1年経過する日までの間は適用しないこととされた。したがって、信託法施行の日から1年間は、自己信託の方法で信託を設定することはできない。

### (3) 目的信託

(図表)目的信託



目的信託とは、信託の目的は定めるが、受益者を特定しない信託で、旧信託法で容認されている公益を目的とするものに限らず、一般的に許容した。

旧信託法の下では、受益者の定めのない信託は、公益信託（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするもの）のみに認められ、それ以外は無効であった。

これに対し、公益には当たらないが、私益（営利）を目的とするものでもない、いわば準公的目的の信託の有用性を認めた。

目的信託の例としては、近時、地域住民が共同で金銭を拠出し信託を設定し、当該地域における老人介護、子育ての支援、警備の支援したいなど地域社会における非営利事業活動に充てること、また、市民ボランティア活動への民間資金導入のための受け皿としてその利用要望が高まっている。さらに、地域に根ざした事業会社が金銭を拠出し信託を設定し、当該地域における老人福祉に充てたり、経済団体の会員企業が金銭を拠出し信託を設定し、当該地域の有望起業に資金を援助するなどの要望が高まっていた。

たとえば、少子化対策として、地域に根ざした企業が、少子化対策として資金を信託する場合もある。社員に子供が生まれれば、3人目から祝い金を出す。祝い金は増えていく。5人目はなんと3百万円にもなる。子供が高校に進学すれば、第1子から月7千円、大学に進学すれば月1万円の教育奨励金ができる。少子化対策は国家だけではなく、このように企業ぐるみ、地域ぐるみで対処していかなければならない時代に入った。

委託者の倒産からの隔離機能のある信託（この場合は受益者の定めのない信託＝目的信託）を使うことは極めて有効なことである。単なる約束であったり、引当金を積むのであれば、企業の業績悪化でいつ反故にされるか分からないからだ。

さて、受託者に対する監督権限は、受益者がいないから、委託者が行う。なお、公益目的に限定されない信託を一般的に許容することは、財産を現状のままに管理しておく



という受益者の定めのない信託が信託されるということもあり、定められた信託目的に従って永久に信託財産の管理、処分が拘束されることとなれば、財産の流通や合理的な利用が妨げられ、国民経済的な利益に反することにもなるから、目的信託の有効期間は20年とした。ちなみに、コモンロー上の原則として永久権禁止原則というものがあって、一定の期間内に受益者が確定しない信託は、公益信託を除き、無効とされている。

また、受益者の定めのない信託で、公益信託以外のものは、場合によっては、濫用され、財産隠しにも利用されかねない。そこで目的信託は自己信託の方法によっては設定できないことにした。また、受益者がいないから、受託者への監督・監視もおろそかになりかねない。したがって、公益信託以外のものは、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外のものを受託者とすることはできないこととした。

#### (4) 後継ぎ遺贈型の受益者連続信託を創設

これは、たとえば、夫が生前に信託を設定し、その生存中は自分を受益者とし、自分の死後は、先ず妻を、妻の死後は更に長男と連続して受益者とする旨を定める信託である。

現在は、自分の死後の相続人(たとえば妻)を定めることはできるが、相続人である妻は死後の相続人(たとえば可愛い末娘)を決めることができ、必ずしも夫の意志通りに、(たとえば前妻の生んだ)長男に引き継がれない場合も多い。

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託は個人経営者や農業経営における有能な後継者確保、成人配偶者や子女のための生活保障等のために、均等分割とは異なる財産承継を可能にする手段としてのニーズが高く、創設された。ただし、法定遺留分を侵害することはできない。

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託の創設は、日本の事業承継や相続対策に大きな影響を与えよう。

なお、いつまでも信託の権利関係を不安定状態に置くことは好ましくなく、この信託の有効期間は、信託設定から30年とする。だが、その時点において、受益者が出生していれば、当該受益権を取得でき、有効期間は当該受益者が死亡するまでとなる。

#### ( 5 ) 信託受益権の有価証券化を一般的に容認

旧信託法は、受益権の有価証券化に関し、何らの規定が設けられておらず、受益証券に関する特別法の定めのある信託（投資信託、特定目的信託、貸付信託）を除き、受益権の有価証券化は行われていない。

だが、受益権を有価証券化して、市場から資金を調達したいとするニーズや信託受益権に投資したいとするニーズは、上記特別法に定める信託以外にも強い。

そこで、受益権を表示する受益証券を発行する受益権証券発行信託を認め、信託受益権の有価証券化を一般的に容認した。

これによって、たとえば、次のような、産業界等からのニーズに応えられる。

イ．資産流動化目的の信託において、受益権の流通性が強化され、資金調達方法が強化されるとともに、年金基金や生保等の投資手段が広がる。

ロ．前述したように会社が、自社の特定のプロジェクト（事業部門）に係わる財産を信託財産とし、自社のノウハウ等を利用して事業を成長させ、また、その受益権を投資家に販売し、多数の投資家から資金調達を図ることが可能となる。

ちなみに、06年の通常国会において成立した金商法では、信託受益権を有価証券とみなし、金商法の規制対象としている。金商法の施行は07年9月30日となっている。

ここより、新信託法の施行も金商法の施行と同時の07年9月30日となった。

#### ( 6 ) 担保権信託（セキュリティ・トラスト）の設定を明確化

新信託法では、担保権の信託ができることが、明確に規定された。

この結果、シンジケートローン（主幹事銀行がまとめた条件により、複数の銀行等が同一の契約書貸出条件に基づいて貸し出す手法。今後のシンジケートローンの拡大は、シンジケートローンの流動化＝セカンダリー市場の成長が重要となる）における担保権の管理を行なう手法として高い期待が持たれている。

担保付でシンジケートローンを行う場合、個々の貸出銀行は、状況に応じローンを売却しようとする場合が多い。売却すれば、それに伴って担保権も移転するのでは、担保権の管理が煩雑極まりなく、シンジケートローン市場の阻害要因ともいわれる。

そこで、債権が移転しても、担保権者は一人とし、この担保権者が債権者のために担保権を管理するシステムを創ることが要望されていた。債務者を委託者、受託者は担保権者である信託銀行(あるいは信託会社)、債権者である銀行を受益者とすること(担保権信託=セキュリティ・トラスト)が可能になった。

今後はシンジケートローンのように、複数の債権者が存在する場合における担保設定・管理の方法として用いられるケースが増加しよう。

#### (7) 限定責任信託制度の導入

受託者が信託財産のために行った権限内の行為で、第三者と取引を行った場合、当該取引で生じた第三者(信託債権者)に対する受託者の債務を、信託財産の範囲内に限定する信託制度が新設された。

旧信託法では、受託者が信託財産のために行った権限内の行為により生じた債務等について、受託者の責任は無限責任であり、信託財産のみならず、受託者本人の固有の財産を売り払っても弁済しなければならなかった。とにかく、責任が重過ぎて、最適経験・知識・資力を持っている者でも受託者になりたくなかった。したがって、旧信託法下の信託実務上では、信託財産のために行った取引から生じた債務について、受託者がその責任を信託財産に限定したい場合は、別途、責任限定特約契約を、信託行為を行うにあたって生じる債権者と個別に結ぶことによって対応していた。

そこで、新法では、受託者が信託財産のために行った行為によって生じた債務等について、受託者が信託財産に属する財産のみ履行の責任を負うこととする限定責任信託制度が新設された。

こうして、限定責任信託を利用することによって、リスクの大きいプロジェクトや事業型信託に利用できることになる。

だが、信託行為を行うにあたって生じる債権者側からみれば、逆にリスクが高い取引になるから、当該債権者を保護するため、一般の信託にはない次のような保護制度を導入している。

イ．限定責任信託は登記でハッキリ分かるようにする。限定責任信託という文字を信託

の名称に用いること。限定責任信託の受託者として取引する旨を相手側に明示しなければならず、明示しなかった場合には、責任財産が信託財産に限定されることを相手方に対抗することができない。

ロ．受託者は限定責任信託会計帳簿や計算書類を作成し、10年間保存する。

ハ．受益者への一定の額を超えた分配を禁止する。受託者がこれに違反して受益者に分配したときには、受託者および分配を受けた受益者は損失の補てんまたは分配の返還する義務を負う。

ニ．受託者が信託事務を行うに際して悪意または重大な過失があったときには、受託者はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

## 2．旧信託法の規制的ルールの見直し

### (1) 忠実義務(利益相反行為の禁止)に関する規定の緩和

新信託法では、受託者の忠実義務に関し、受託者は受益者のために忠実に信託業務を行わなければならないとの一般規定を置いた。

その上で、形式的には利益相反行為に該当する行為でも、受益者の利益を実質的には害しないと考えられる場合まで禁止する必要はないとの観点から容認された。次の場合である。

イ．信託行為に当該行為を許容する旨の定めがあるとき、

ロ．受託者が重要な事実を開示し、受益者がこれを承認したとき、

ハ．信託の目的達成のために合理的かつ必要と認められる場合であって、受益者の利益を害しないことが明確であるとき、又は受託者と受益者との実質的な利害関係の状況等に照らし、正当な理由のあるとき。

たとえば、受託者が管理を受託したビルに適正な賃料を払って、テナントとして入居し、賃貸権を取得する場合には可能とする、また、信託財産である不動産を競売手続きによって売却するときに、受託者の入札価格が最も高額であった場合に、受託者自らが当該不動産の買受け人となる場合は可能とする等が考えられる。

現行法上は、受益者にとって、それだけ賃料収入が得られる場合や、ビルの売却価値

が高いなどでも容認されなかった。

一律の規定は、かえって、受益者の利益に反する結果を招いていたとの反省から、容認された。

### ( 2 ) 自己執行義務に関する規定の緩和

新信託法では、信託の目的に照らして相当であるときには、信託行為に定めがない場合でも、受託者が第三者に信託事務を委託することが容認された。社会の分業化・専門化が進んでいる現代社会においては、信託事務のすべてを受託者が処理すべきことを前提にするのは、現実的ではなく、むしろ、第三者に対して信託事務の一部を委託するのが常態である。こうした現実を認めただけである。

たとえば、テナントビルの管理を目的とする信託の場合、テナントの募集の公告・勧誘を専門の業者に委託する場合は可能とする、また、海外投資を目的とする信託の場合、当該国に詳しい者に委託する場合は可能とする等である。

### ( 3 ) 受託者解任規定の見直し

旧信託法上の委託者または受益者の請求に基づく裁判所による解任規定に加えて、新信託法では、委託者及び受益者が合意すれば、いつでも受託者を解任できることにした。ただし、解任される受託者の利益を保護するために、解任が受託者に不利な時期に行なわれたときには、やむをえない事由があったときを除き、委託者および受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。

旧信託法上の裁判所による解任規定は、受託者に任務懈怠（任務違反やその他重要な事由がある）ときに限られる。したがって、委託者または受益者がより能力のあるものを選任したいと考えた場合は、従来の信託を解除し、その者を受託者とする新たな信託契約を締結しなければならない。このような方法をとることは煩瑣であるから、委託者および受益者が合意すればいつでも受託者を解任できることを追加した。

### 3. 受益者の権利行使を高めるための規制を整備

#### (1) 受託者が受益者に信託財産に関する運用情報を提供することを義務化

旧信託法の規定は、様々な態様の信託が存在するにもかかわらず、受託者が作成義務を負う書類の内容（帳簿・財産目録）が画一的だった。一方で、受益者側からの閲覧請求又は説明請求がなされない限り、受託者から積極的に、信託財産の情報を報告すべき義務（積極的開示義務）に関する規定はなかった。また、受益者からの帳簿等閲覧請求権に対する受託者の拒否事由に関する定めがないため、受託者は受益者からの過度の帳簿等閲覧請求に困惑するなど問題点が指摘されていた。

そこで、新信託法では、受託者は、信託の種類に応じて、帳簿その他の書類及び信託財産の状況に関する書類を作成しなければならないとした。また、旧信託法では不明確であったこれらの書類の保存義務を明確化し、保存期間を10年とした。信託財産の状況については、毎年1回一定の時期において、受益者に報告しなければならないこととした。

そして、受益者からの会計帳簿閲覧請求権に対する受託者の拒否理由については、会社法における会社帳簿等閲覧請求権の関する会社側の拒否理由と同様の規定を設けた。すなわち、

- イ．請求者がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき、
  - ロ．請求者が不適當な時に請求を行ったとき、
  - ハ．請求者が信託事務の処理を妨げ、または受益者の共同の利益を害する目的で請求を行なったとき、
  - ホ．請求者が当該信託に係わる業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはそれに従事するものであるとき、
  - ヘ．請求者が閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するための請求をしたとき、
  - ト．請求者が過去2年以内において閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したものであるとき、
- とした。

(注) 信託の目的を、管理目的から、投資性目的に変更する場合や受益権の譲渡を新たに制限する場合などである。

## ( 2 ) 受託者の違法行為に対する差し止め請求権を創設

受託者が法令若しくは信託行為の定めに違反する行為をし、または、これらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信託財産に著しい損害が生じるおそれがある場合、旧信託法は、いずれも事後的な救済手段が認められているにとどまる。すなわち、損害のてん補または信託財産の復旧請求権、処分行為の相手方に対する取消権は認められている。だが、受託者に十分な資力が無い場合や処分行為の相手が善意である場合には受益者の救済が図れないおそれがある。

そこで、新信託法では、新たに事前の救済手段として、信託財産に著しい損害が生じるおそれがある場合、受託者の違法行為に対する差止請求権を創設した。

## ( 3 ) 複数の受益者の多数決による意思決定制度を創設

旧信託法の制定当時は、受益者が単数の信託しか想定されていなかったため、受益者が複数信託に関する明確な規定はなかった。旧信託法上は受益者が複数の信託における受益者の意思決定は、すべての受益者の一致によって決することを原則とした。

新信託法もやはり、すべての受益者の一致によって決することを原則とするが、新たに、信託行為に定めを置くことにより、多数決で行うことができることになった。

このほか、信託行為に定めを置くことにより、受益者集会、書面決議制度、みなし賛成制度、特定の第三者または第三者委員会に決定権限を委ねることも可能にした。

なお、決議に反対した少数受益者を保護するため、一定の重要な事項に係わる信託の変更（注）または信託の併合若しくは信託の併合に限って、強行規定として、受益権買取請求制度を新設した。

## ( 4 ) 受益者に代わって受託者を監視・監督する信託監督人の制度を創設

受益者が、高齢者や未成年者や知的障害者など受託者の監督を適切に行うことができない場合には、このような受益者に代わって、受託者に対する監視・監督権を行使できる信託監督人（弁護士や公認会計士を想定）を選任できる制度を新たに設けた。

旧信託法では、受益者が不特定又は未存在の場合に限って、受益者のための信託管理



人を選任できるとしていた。

信託監督人制度は、旧信託法の信託管理人制度を発展させたものである。

信託監督人は、受益者が、高齢者や未成年者や知的障害者などの場合において利用される。

信託管理人は、将来生まれる子供を受益者とした場合など受益者が未存在の場合において、利用されることになる。

なお、新設されたものに受益者代理人制度があるが、年金信託や受益証券発行信託等のように受益者が多数、また頻繁に変動する場合において利用される（旧信託法では信託管理人が行っていた）。

内容を整理したわけである。

## ．難をいえばいささか緻密さを欠く大改正

### 1．自己信託や目的信託には悪用の懸念も

さて、84年ぶりの信託法の大改正というが、遅すぎた。法務省は84年も放置した反動からか改正信託法は急進的というか、生煮えの内容を多々含んでいる。

ちなみに、新信託法は06年の通常国会で改正される予定のところ自己信託等で難航し、半年先送りされた経緯もある。

たとえば、自己信託は、国民になじみがなく、使い方によっては財産隠匿等に悪用されかねない。従って、自己信託の施行日は、新信託法施行日（07年9月30日）から、更に1年後とした。

また、目的信託も財産隠匿等に利用されかねない懸念から、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託（公益信託）を除き、別に法律で定める日までの間、当該信託を適正に処理するに足る財産的基礎及び人的構成を有する法人（政令で定める）以外の者を受託者とするにはできないことになった。

また、別に法律で定める日については、公益信託（後述）に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとしている。

別に法律で定める日については、その日がいつになるか、分からない。前述した自己信託とともに、国会での濫用に対する強い懸念を示したものいえる。

また、自己信託について、委託者（＝委託者兼受託者）が、1年以上受益者も兼ねることは、禁止されている。法人が資産を流動化するために、受益権販売の相手が見つかるまでの一時的措置として、こうした委託者＝受託者＝受益者といった例外的な関係を、資産を流動化する企業の強い要請を認めただけである。したがって、こうした例外的な関係を1年以上も続けることは禁止されているわけである。

だが、100%子会社を受益者とすれば、この規制を実質的に免れる。法務省は、100%子会社は、本体でなく、別法人であるからと説明する。

世間では、子会社を使った不正（ライブドア事件、平成電電事件ほか）が発覚し、子会社を含め、不正が行われないようにしなければならないといわれている、にもかかわ

(注) 新信託法施行に伴う信託業法の改正

(1) 信託法改正後も、委託者・受益者保護のための現行信託業法の枠組みは基本的に維持する。

この考え方を踏まえ、信託法改正に伴って追加される新しい信託類型や受託者の義務等を信託業法上適切に位置付ける。

(2) 新しい信託類型に対する改正信託業法の規制

他人から信託財産の引受けを行うもの（限定責任信託、目的信託等）

現行の信託業法における通常の信託と同様に受託者に対して参入規制等を適用した上で、さらに信託類型に応じて必要な説明義務等を課す。

委託者 = 受託者となる自己信託

受益者保護の必要性は現行の通常の信託と同様であることから、以下の規制を課す。

不特定多数の受益者を予定して自己信託を行う者は、業規制の対象とする。

規制内容は、基本的に現行の通常の信託を扱う受託者と同様。

- ・ 参入要件として、最低資本金等を求めるとともに、信託事務に支障が及ばぬよう兼業を規制（兼業の健全性の確保等を求める）。
- ・ 受託者としての管理運用上の義務（善管注意義務、忠実義務等）を一律に課す。
- ・ 信託財産の状況等について、受益者への情報開示を義務付ける。  
（定期的に信託財産状況報告書の交付義務。）
- ・ これらの規制の実効性を担保するため、業務改善命令等の監督措置、立入検査の対象とする。

信託設定時において、第三者が信託財産をチェックすることを義務付けるなど、通常の信託の場合に加えて追加的な義務を課す。

(25資料に続く)

らずののである。法務省は、信託法でなく、会計面で対処すべきとして、平然としている。この措置は、資産を流動化しようとしている産業界からの、規制緩和要求に沿ったものである。

信託は英国、米国の信託事実を日本に取り入れていったものであるが、英国、米国では自己信託は民事信託（個人の福利向上のための信託）は認められているが、商事信託（法人の資産流動化や事業を信託する場合に信託を使う）は殆ど行われていない。

日本の場合、何でもありで、やり過ぎの面がかなり見受けられるが、自己信託もこのたぐいのものである。新信託法は、強行規定をできるだけなくして、原則的に任意法規化している。

新信託法によって、安全であるとされてきた信託ビジネスの信頼性が損なわれかねない事態も発生する。日本の信託の歴史を遡れば、前述したように、濫用の歴史であり、これを是正し、今日の信頼される信託制度となったのである。この信頼が再度損なわれてはならない。

## 2．新信託業法で新信託法の行き過ぎを是正

そこで、金融庁は所管する信託業法（1922年制定、04年12月改正）も同時に再改正し、新しい信託制度に対応させることになった。

新信託法施行後も、委託者・受益者保護のために、信託業法（04年12月改正）の枠組みを維持するとした（注）。

新信託制度で、受託者が委託者から信託財産の引渡しを行うもの（限定責任信託、目的信託他）については、現行の信託業法における通常の信託と同様に受託者に対し、参入規制等を適用した上で、さらに信託類型に応じた必要な説明義務を課す。

新信託制度で受託者が委託者から信託財産の引渡しを行わないもの＝自己信託についても、受益者保護の必要性は、いままでの通常の信託と同様であるから、以下の規制を課す。

受益権を不特定多数者（50人以上）を予定して自己信託を販売する者は金融庁への登録を義務づけた。

### (3) 受託者の管理運用上の義務

受託者が信託財産の管理運用を行う際の善管注意義務、忠実義務等については、今回の信託法改正により、当事者間の契約により軽減等が可能となるが、信託業法上は、原則として、受託者に対して現行どおり一律に善管注意義務、忠実義務等の管理運用上の義務を課す。

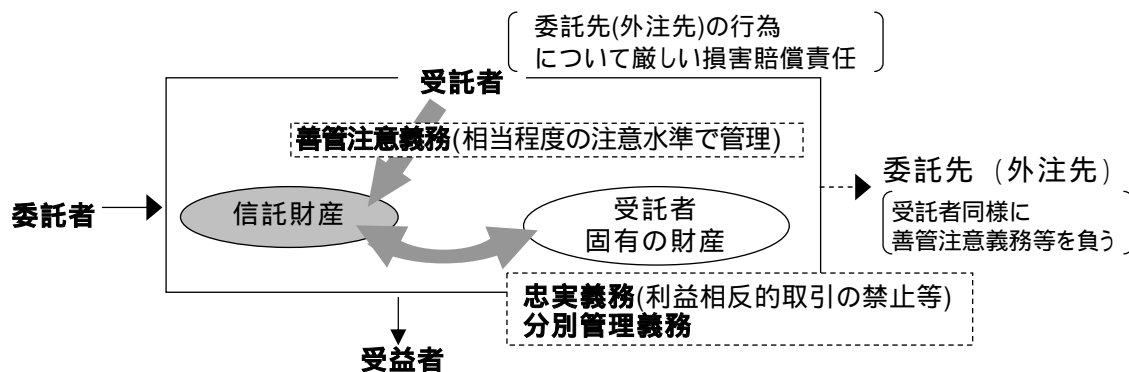
(注) ただし、信託実務の効率化の観点から、受益者保護上問題がない一定の場合については、柔軟化を許容（例えば、動産・有価証券等についての帳簿による分別管理の許容等）。

受託者が信託業務を第三者に委託（外注）する場合の責任関係等については、基本的には現行どおり、

(ア) 委託先（外注先）は受託者と同様に善管注意義務等の義務を直接負う。

(イ) 受託者は委託先（外注先）の行為について厳しい損害賠償責任を負う。

(注) ただし、(ア)については、委託先（外注先）の業務が信託財産の保管に留まる場合などを除く。(イ)については委託者が関係者を指名した場合、又は受益者の指図による場合を除く。



公布日 平成18年12月15日

施行日 平成19年9月30日

(注) 自己信託に関する規定については、新信託法の施行日（平成19年9月30日）から起算して1年間を経過するまでは適用しない。

(資料：金融庁資料に加筆)

信託業者と同様、参入規制・業規制の対象にした。

委託者 = 受託者となることから、架空の信託設定等の懸念が指摘されていることを踏まえ、信託設定時に第三者が信託財産をチェックすることを義務付けるなど通常の信託の場合などに加えて追加的な義務を課す。

新信託法では、受託者が信託財産の管理運営を行う際の善管注意義務・分別管理義務・忠実義務の各義務は原則として当事者間の契約により軽減できることとなった。

だが、信託業法においては、善管注意義務・分別管理義務・忠実義務は、原則として現状通り、一律に課す、信託業者が信託業務を第三者に委託する場合、原則として、委託先の行為について厳しい損害責任を負うなどとした。

信託業者と不特定多数の顧客（受益者）の間には情報量や交渉力において圧倒的な差（業者が圧倒的に優位）があることに加え、委託者からの信頼に基づき信託された財産を受託者が受託者名義で管理運用し、しかも信託財産は委託者や受託者の倒産から隔離されるという信託の特質を踏まえ、業者（受託者）に対して管理運営上の義務を確実にするよう一定の義務を課すことで、顧客（受益者）を保護しようとする。こうした考え方は今回の信託業法改正でも引き続き維持されている。

金融庁は、法務省のかなりのアクセルに、一般投資家保護の観点からブレーキを用意したといえる。信託の規制緩和が進むのはいいが、折角確立した信託業への国民の信頼を失っては元も子もなく、当然の措置であろう。

だが、金融庁の規制のかからない場合の自己信託（不特定多数を相手に販売するのではない場合）や目的信託では濫用が懸念される。こうした濫用をいかに防ぐかが重要であるが、こうした分野では、受託者責任の多くが任意化される新信託法の規律によることになっているので、受託者の義務を軽減化した結果、受益者のリスクが増大する懸念も強い。

### 3．福祉信託の担い手拡大や公益信託法制の整備は今後の課題

また、今後伸びていくであろう、福祉型信託、たとえば、高齢者が自分の老後のために信託する（判断能力が十分でなくなるから）、あるいは就労能力のない障害を持つ子女

(注) 弁護士やNPO法人が信託行為を反復、複数繰り返すと信託業としてみなされる。  
信託業法では、現在、信託業者は株式会社でなければならないから、弁護士やNPO法人が行えば、当然ながら、業法違反になってしまう。これは今後の高齢化社会を控えての懸念となっている。

のために自分の財産を信託することが大いに増えてこよう。信託財産には委託者が破産しても信託財産が差し押さえの対象にならないという倒産隔離機能があるからである。この場合、自己信託してもよいのだが、自分の判断力が鈍っていくし、老人を狙う悪徳業者から財産を巻き上げられたりする懸念もある。従って、専門家に信託することが安全だ。だが、受託者が信託銀行や信託会社では、費用が高くつくし、また、ロットの小さい財産は信託銀行や信託会社は敬遠する。そこで、04年の信託業法の改正に当たり、衆議院、参議院でもこの福祉型信託に関し、担い手（受託者）を拡大すべしとの附帯決議があった。

また、今回の信託法改正でも、その担い手を含めて幅広い観点から検討を行う旨決議があった。04年の衆参の附帯決議では、3年以内にということで、07年末までには担い手の拡大が検討されることとなっている。

具体的には、弁護士さらにはN P にまで福祉型信託の担い手が広がっていくことになると思われる（左頁（注））。そうなれば、早急に進む高齢化社会も踏まえ、福祉型信託は拡大していこう。

なお、公益信託（注）については、公益法人（特に財団法人）と類似の機能・規律を有することから、公益法人公益信託制度の抜本的な改正を踏まえて、それに平仄を合わせて整備をするということで、改正が見送られ、一步立ち後れた形になっている。新信託法には、公益信託に関する規定はない。新信託法制定にあたっては、旧信託法にある公益信託の条項については、実質的な見直しを行わず、公益信託は「公益信託ニ関スル法律」と改正した。

（注）公益信託とは、委託者（個人や企業など）が拠出した財産を受託者に信託し、受託者が一定の公益目的（奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉、技芸など）にしたがって、その財産を管理し、不特定多数の人のために役立てるものである。信託の期間は無期、有期いずれをとることもでき、公益信託が終了した場合の残余財産は国、地方公共団体、公益法人等公共に帰す、受託者において主務官庁の許可を受け、主務官庁の監督に属することが目的信託と異なる。

公益法人の法律はでき上がったが、施行は08年度中であり、さらに、移行期間は法施



行から5年間とされているが、政省令等にゆだねられている部分が多く、制度の詳細は現段階では明らかになっていない。

信託の場合は、目的信託という形で、必ずしも公益信託と認定できないものについて、目的信託として救う道というものもあるかと思われる。そういう意味でも、まずは公益信託のルールが確立したところで、その周辺に位置する目的信託の方も解釈等が定まってくるというふうなる。

このことから、今後の信託に関する制度改正についての残された課題には、福祉信託の担い手拡大（弁護士あるいはNPO法人への拡大）、公益信託法制の確立があげられる。